

【参照条文】

○自衛隊法（昭和29年法律第165号）抄

（隊員の採用）

第三十五条 隊員の採用は、試験によるものとする。ただし、試験以外の能力の実証に基く選考によることを妨げない。

2 前項の試験は、受験者が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性（自衛官にあつては、能力。第三十七条において同じ。）を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする。

- 一 自衛官 当該試験に係る階級において求められる能力
- 二 自衛官以外の隊員 当該試験に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該試験に係る官職についての適性

3 第一項の試験及び選考その他隊員の採用の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

（陸士長等、海士長等及び空士長等の任用期間等）

第三十六条 （略）

2 （略）

3 自衛官候補生の任用期間は、三月を基準として前項に規定する教育訓練に要する期間を勘案して防衛省令で定めるものとし、自衛官候補生から引き続いて第一項の自衛官に任用された者の当該自衛官としての任用期間は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間からその者の自衛官候補生としての任用期間に相当する期間を減じた期間とする。

4～8 （略）

（自衛官の定年及び定年による退職の特例）

第四十五条 自衛官（陸士長等、海士長等及び空士長等を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、定年に達したときは、定年に達した日の翌日に退職する。

2 前項の定年は、勤務の性質に応じ、階級ごとに政令で定める。

3・4 （略）

○自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）（自衛隊法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第330号による改正後のもの）抄

（自衛官の定年）

第六十条 法第四十五条第二項に規定する自衛官の定年は、別表第九のとおりとする。

別表第九（第六十条関係）

階級	年齢	階級	年齢	階級	年齢
陸将 海将 空将	六十年	一等陸尉 一等海尉 一等空尉	五十五年	一等陸曹 一等海曹 一等空曹	五十五年
陸将補 海将補 空将補	六十年	二等陸尉 二等海尉 二等空尉	五十五年	二等陸曹 二等海曹 二等空曹	五十四年
一等陸佐 一等海佐 一等空佐	五十七年	三等陸尉 三等海尉 三等空尉	五十五年	三等陸曹 三等海曹 三等空曹	五十四年
二等陸佐 二等海佐 二等空佐	五十六年	准陸尉 准海尉 准空尉	五十五年		
三等陸佐		陸曹長			

三等海佐 三等空佐	五十六年	海曹長 空曹長	五十五年	
備考 一 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の職にある陸将、海将又は空将である自衛官の定年は、年齢六十二年とする。 二 医師、歯科医師又は薬剤師である自衛官、音楽の演奏に関する業務又は情報の総合的な分析若しくは画像情報及び地理情報若しくは通信情報の収集及び分析に関する業務に従事する者として指定された自衛官並びに警務官を命ぜられた自衛官のうち、一等陸佐以下、一等海佐以下又は一等空佐以下のものの定年は、年齢六十年とする。 三 定年による退職の日に昇任した自衛官の定年は、その昇任前の階級について定められている年齢とする。				

### ○自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）抄

（年齢の範囲）

第二十五条 次の各号に掲げる自衛官の採用は、それぞれ当該各号に定める年齢の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。

一 2等陸士、2等海士及び2等空士 年齢18歳以上33歳未満

二 （略）

2 自衛官候補生の採用は、年齢18歳以上33歳未満の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。

（自衛官候補生の任用期間）

第二十七条の三 法第三十六条第三項に規定する防衛省令で定める自衛官候補生の任用期間（以下この条において「任用期間」という。）は、三月とする。ただし、任命権者は、次に掲げる場合には、引き続いて法第三十六条第二項に規定する教育訓練（以下この条において「教育訓練」という。）を受けさせるために、防衛大臣の承認を得て、三月を超えない範囲内で任用期間を延長することができる。

一 心身の故障のため任用期間内に教育訓練を修了させることができないが、引き続いて教育訓練を受けさせることにより修了の見込みがあると認められる場合

二 教育訓練を受ける自衛隊の部隊等において、感染症の発生の予防又はそのまん延を防止するため教育訓練が停止されることにより任用期間内に教育訓練を修了させることができない場合

三 地震、水害、火災その他の災害により、教育訓練を受ける自衛隊の部隊等の施設が損壊し教育訓練が停止されることにより任用期間内に教育訓練を修了させることができない場合

四 前各号に掲げる場合のほか、特別の事情があると認められる場合

### ○2等陸士、2等海士及び2等空士たる自衛官並びに自衛官候補生の募集及び採用に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第80号）抄

（応募資格）

第8条 2等陸士、2等海士及び2等空士の応募資格を有する者は、日本国籍を有する者で次に掲げる要件に該当するものとする。

(1)～(3) （略）

2 前項第1号の応募資格年令の計算期日は、採用予定月の1日とする。ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において33歳に達していない者に限る。

第8条の2 自衛官候補生の応募資格を有する者は、日本国籍を有する者で次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 規則第25条第2項に規定する年齢であること。

(2) 前条第1項第2号に規定する学力を有すること。

- (3) 前条第1項第3号に規定する者であること。
- 2 前項第1号の応募資格年齢の計算期日は、採用予定月の1日とする。ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌日の末日現在、33歳に達していない者に限る。

#### ○防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和26年法律第266号）抄

（若年定年退職者給付金の支給）

第二十七条の二 自衛官（自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官を除く。第二十七条の四第一項並びに第二十七条の八第一項第一号及び第二項第二号において同じ。）としての引き続いた在職期間（第二十七条の八から第二十七条の十まで、第二十七条の十二及び第二十七条の十三において単に「在職期間」という。）が二十年以上である者その他これに準ずる者として政令で定める者（以下「長期在職自衛官」という。）であつて次の各号のいずれかに該当するもの（以下「若年定年退職者」という。）には、若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）を支給する。ただし、その者が当該各号に規定する退職の日又はその翌日に国家公務員又は地方公務員（これらの者で臨時的に任用されるものその他の任期を定めて任用されるもの及び非常勤のものを除く。）となつたときは、この限りでない。

一～三 （略）

#### ○明治35年法律第50号（年齢計算ニ関スル法律）

- ① 年齢ハ出生ノ日ヨリ之ヲ起算ス
- ② 民法第百四十三条ノ規定ハ年齢ノ計算ニ之ヲ準用ス
- ③ 明治六年第三十六号布告ハ之ヲ廃止ス

#### ○民法（明治29年法律第89号）抄

（暦による期間の計算）

第百四十三条 週、月又は年によつて期間を定めたときは、その期間は、暦に従つて計算する。

2 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によつて期間を定めた場合において、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。

#### ○年齢のとなえ方に関する法律（昭和24年法律第96号）抄

- ① この法律施行の日以後、国民は、年齢を数え年によつて言い表わす従来のならわしを改めて、年齢計算に関する法律（明治三十五年法律第五十号）の規定により算定した年数（一年に達しないときは、月数）によつてこれを言い表わすのを常とするように心がけなければならない。
- ② この法律施行の日以後、国又は地方公共団体の機関が年齢を言い表わす場合においては、当該機関は、前項に規定する年数又は月数によつてこれを言い表わさなければならない。但し、特にやむを得ない事由により数え年によつて年齢を言い表わす場合においては、特にその旨を明示しなければならない。